

## 久留米リサーチ・パーク企業育成支援施設運営規則

### (目的)

第1条 この規則は、株式会社久留米リサーチ・パーク（以下「会社」という。）が企業育成支援施設として設置する福岡バイオインキュベーションセンター（以下「センター」という。）及び福岡バイオフィクトリー（以下「ファクトリー」という。）（以下「各施設」と総称する。）の適正かつ効率的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 会社は、研究開発型企业等の研究開発及び事業化を支援するため、次の各号に掲げる業務に努める。

- (1) 開放型試験研究施設の提供
  - (2) 専門家による技術的支援
  - (3) 知的財産権管理の支援
  - (4) 補助金等公的支援制度に関する情報提供
  - (5) 大学、公的研究機関との連携支援
  - (6) ビジネス全般の支援
  - (7) 貸室、商談室及び会議室の提供
- 2 会社は、各施設への入居及び退去等に関する付議機関として企業育成支援施設入居等審査委員会（以下「入居等審査委員会」という。）を設置する。
- 3 入居等審査委員会の組織及び所掌事務等については、別に定める。

### (入居資格)

第3条 各施設における入居対象は、次の各号に該当する者とする。

- (1) センター
    - ア バイオテクノロジー及びその関連分野における研究開発等を行う中小企業等
    - イ バイオ関連分野の新規創業計画を有し、研究開発等を行う個人
  - (2) ファクトリー
    - ア バイオテクノロジー及びその関連分野における研究開発及びその成果の実用化を図るための試作・製造等を行う中小企業等
    - イ バイオ関連分野における研究開発及びその成果の実用化を図るための試作・製造等を行う個人
- 2 産学官共同研究等を実施するための研究室として使用する企業、大学等の研究開発機関及び個人であって、その研究等により地域産業への波及効果等が見込まれるもの。

### (入居申込み)

第4条 前条に定める入居資格を有する者で、各施設への入居を希望するもの（以下「入居希望者」という。）は、別に定める企業育成支援施設入居申込書（以下「入居申込書」という。）に必要書類等を添付して会社に提出しなければならない。

### (入居の決定)

- 第5条 入居申込書が提出されたときは、速やかに入居等審査委員会に付議するものとする。
- 2 会社は、入居等審査委員会からの報告に基づき、入居の可否を決定し、直ちに入居希望者に通知するものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、会社は、第3条第2項に該当する者の入居の可否を決定することができる。

(入居手続き)

第6条 入居希望者は、入居決定の通知を受けたときは、別に定める契約書により速やかに賃貸借契約を締結しなければならない。

(入居期間)

第7条 入居期間は、5年以内とする。

2 前項の入居期間は、入居等審査委員会に付議したうえ、これを延長することができるものとし、その期間は、最初の入居の日から起算して10年までとする。

なお、特段の事情があると認められる場合は、入居等審査委員会に付議し、再度延長することができる。

(退去)

第8条 入居者が、本規則、賃貸借契約及び「久留米リサーチ・センタービル使用規則」に違反することが明白であるときは、賃貸借契約期間内であっても、当該入居者を退去させることができる。

2 入居者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入居等審査委員会に付議したうえ、入居者を退去させることができる。

(1) 事業目的の変更等により、入居資格に該当しないと認められるとき

(2) 事業の継続、目標達成の目途が立たない等、入居目的の達成が明らかに困難と認められるとき

3 会社は、前項の規定に基づく措置により入居者に損害等が生ずる場合においても、その責を負わない。

(報告)

第9条 会社は、入居者に対して、事業の進捗状況等、施設の管理運営に必要な報告を求めることができる。

2 入居者は、前項の報告を求められたときは、速やかに報告書を提出しなければならない。

(秘密保持)

第10条 会社は、入居者の研究開発や経営上の秘密保持に努めるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年12月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 研究開発型企業育成支援施設運営規則及び福岡バイオインキュベーションセンター運営規則は、平成18年11月30日をもって廃止する。

(経過措置)

3 旧規則によって認められた入居者は、新規則による入居者とみなし、入居期間については、3年を5年に読み替える。

(施行期日)

4 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(研究開発型企業向けインキュベート室の適用除外)